



埼玉県報

第 35 号
令和元年(2019年)
9月3日
火曜日

目次

告示

- 東埼玉資源環境組合一般廃棄物処理施設(第二工場)整備事業に係る環境影響評価事後調査書の縦覧(環境政策課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 令和元年度後期技能検定の実施(産業人材育成課)
- 令和元年度後期技能検定の実施における手数料減額(産業人材育成課)
- 平成31年度随時実施技能検定手数料変更(産業人材育成課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 川越都市計画ごみ焼却ごみ処理場の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
- 富士見都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
- 設置型録音録画装置(2型)等3品目の購入に関する入札公告(会計課)
- 県道太田熊谷線の供用の開始(熊谷県土整備事務所)
- 開発行為に関する工事の完了公告(越谷建築安全センター)
- 荒川左岸南部流域下水道荒川水循環センターほか4施設で使用する電気に関する落札者等の公示(下水道事業課)
- 荒川右岸流域下水道新河岸川水循環センターほか3施設で使用する電気に関する落札者等の公示(下水道事業課)
- 中川流域下水道中川水循環センターほか1施設で使用する電気に関する落札者等の公示(下水道事業課)
- 荒川左岸北部流域下水道元荒川水循環センターほか2施設で使用する電気に関する落札者等の公示(下水道事業課)
- 交通安全活動推進センター指定法人の代表者変更に伴う公安委員会告示(交通総務課)

雑報

- 狭山環状有料道路ほか2路線の料金変更に係る公告(県土整備政策課)

告 示

埼玉県告示第四百十三号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第三十条の二第二項の規定により、草加市から草加市の区域内において行われた東埼玉資源環境組合一般廃棄物処理施設（第二工場）整備事業について環境影響評価事後調査書の提出があったので、同条例第三十条の三の規定により、次のとおり縦覧に供する。

令和元年九月三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県越谷環境管理事務所

草加市環境課

草加市廃棄物資源課

越谷市環境政策課

八潮市環境リサイクル課

三郷市クリーンライフ課

吉川市環境課

二 縦覧の期間

令和元年九月三日（火）から令和元年十月三日（木）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

告示

埼玉県告示第四百十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年九月三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ピアゴ大桑店

埼玉県加須市鳩山町十番地十

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） ユニー株式会社 代表取締役 佐古則男

愛知県稲沢市天池五反田町一番地

（変更後） ユニー株式会社 代表取締役 関口憲司

愛知県稲沢市天池五反田町一番地

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） ユニー株式会社 代表取締役 佐古則男

愛知県稲沢市天池五反田町一番地 外 計五者

（変更後） ユニー株式会社 代表取締役 関口憲司

愛知県稲沢市天池五反田町一番地 外 計五者

ハ 変更年月日

平成三十一年四月十五日外

ニ 届出年月日

令和元年八月九日

二 縦覧期間

令和元年九月三日から令和二年一月三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年九月三日から令和二年一月三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第四百十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年九月三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ピアゴ大桑店

埼玉県加須市鳩山町十番地十

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 二六三台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 二六三台

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前九時から午後九時

（変更後）午前八時から翌午前二時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前八時三十分から午後九時三十分

（変更後）午前七時三十分から翌午前二時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 一一か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 一四か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）午前七時から午後九時

（変更後）午前六時から午後十時

ハ 変更年月日

令和二年四月十日外

ニ 届出年月日

令和元年八月九日

二 縦覧期間

令和元年九月三日から令和二年一月三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年九月三日から令和二年一月三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第四百十六号

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により、令和元年度後期技能検定の実施について次のとおり公示する。

令和元年九月三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 実施等級別職種

イ 特級

鑄造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

ロ 一級及び二級

工場板金（機械板金作業、数値制御タレットパンチプレス板金作業）、金属ばね製造（線ばね製造作業）、機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（シークェンス制御作業）、半導体製品製造（集積回路チップ製造作業、集積回路組立て作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業、プリント配線板製造作業）、自動販売機調整（自動販売機調整作業）、鉄道車両製造・整備（走行装置整備作業、鉄道車両点検・調整作業）、時計修理（時計修理作業）、内燃機関組立て（量産形内燃機関組立て作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、油圧装置調整（油圧装置調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服パターンメイキング作業、婦人子供既製服縫製作業）、石材施工（石材加工作業）、パン製造（パン製造作業）、菓子製造（洋菓子製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（塩化ビニル系シート防水工事作業、改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）、樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業、機械製図CAD作業）、金属材料試験（組織試験作業）及び舞台機構調整（音響機構調整作業（二級のみ））

ハ 三級

造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業）、機械検査（機械検査作

業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(シーケンス制御作業)、時計修理(時計修理作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、配管(建築配管作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)及び機械・プラント製図(機械製図手書き作業、機械製図CAD作業)

ニ 単一等級

電子回路接続(電子回路接続作業)、製麺(機械生麺製造作業)

二 試験の方法

実技試験及び学科試験

三 実施期日、実施場所及び試験問題の公表

イ 実技試験

(1) 実施期日

令和元年十二月六日(金)から令和二年二月十六日(日)までの間において、埼玉県職業能力開発協会(以下「協会」という。)が指定する日

(2) 実施場所

協会が指定する場所

(3) 試験問題の公表

令和元年十一月二十九日(金)に協会事務所で公表する(一部の職種を除く。)

ロ 学科試験

(1) 実施期日

次の表の検定職種の欄に掲げる職種に応じ、同表の実施期日の欄に掲げる日

検 定 職 種	実 施 期 日
<p>一 一級及び二級 機械検査、電気機器組立て、内燃機関組立て、婦人子供服製造、配管、型枠施工、ガラス施工及び金属材料試験</p> <p>二 三級 電気機器組立て、配管</p>	<p>令和二年一月二十六日(日)</p>

<p>一 特級</p> <p>鑄造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造</p> <p>二 一級及び二級</p> <p>工場板金、自動販売機調整、鉄道車両製造・整備、時計修理、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、石材施工、パン製造、防水施工及び機械・プリント製図</p> <p>三 三級</p> <p>造園、時計修理、冷凍空気調和機器施工及び機械・プリント製図</p> <p>四 単一等級</p> <p>製麺</p>	<p>令和二年二月二日（日）</p>
<p>一 二級</p> <p>舞台機構調整</p>	<p>令和二年二月五日（水）</p>
<p>一 一級及び二級</p> <p>金属ばね製造、半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工及び樹脂接着剤注入施工</p>	<p>令和二年二月九日（日）</p>

<p>二 三級</p> <p>機械加工、機械検査、電子機器 組立て、建築大工、かわらぶき及 び鉄筋施工</p> <p>三 単一等級</p> <p>電子回路接続</p>	
---	--

(2) 実施場所

協会が指定する場所

四 受検申請の手続

イ 提出書類

- (1) 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）
- (2) 運転免許証、健康保険の被保険者証その他の申請者の氏名及び生年月日を
確認するため知事が適当と認める書類又はその写し
- (3) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては、その資格を
証する書面
- (4) 手数料の払込みを証する書面

ロ 提出先

協会

埼玉県さいたま市浦和区北浦和五丁目六番五号（郵便番号三三〇〇―〇〇七四）

ハ 受付期間

令和元年十月七日（月）から令和元年十月十八日（金）まで

ニ 受検申請に関する注意

- (1) 申請書の用紙及び受検案内は、協会で作付する。
なお、これらの書類を郵送で求める場合は、受検しようとする等級を明記
し、切手百四十円分を同封して請求すること。
- (2) 申請書を郵送する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱
書すること。
- (3) 郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

五 手数料

次に掲げる額の手数料を郵便振替で協会に納付すること。ただし、実技試験又
は学科試験の免除を受ける者にあつては、当該免除を受ける試験に係る手数料の
納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなか

った場合でも手数料は返還しない。

イ 実技試験

(1) 特級 一万八千二百円

(2) 一級、二級、三級及び単一等級

検 定 職 種	手 数 料
工場板金	一万八千二百円
金属ばね製造	一万八千二百円
機械検査	一万八千二百円（一万二千百円）
電気機器組立て	一万八千二百円（一万二千百円）
半導体製品製造	一万八千二百円
プリント配線板製造	一万八千二百円
自動販売機調整	一万八千二百円
鉄道車両製造・整備	一万八千二百円
時計修理	一万八千二百円（一万二千百円）
内燃機関組立て	一万八千二百円
空気圧装置組立て	一万八千二百円
油圧装置調整	一万八千二百円
農業機械整備	一万八千二百円
冷凍空気調和機器施工	一万八千二百円（一万二千百円）
婦人子供服製造	一万八千二百円
石材施工	一万八千二百円
パン製造	一万八千二百円
菓子製造	一万八千二百円

建築大工	一万八千二百円（一万二千百円）
かわらぶき	一万八千二百円（一万二千百円）
配管	一万八千二百円（一万二千百円）
型枠施工	一万八千二百円
鉄筋施工	一万八千二百円（一万二千百円）
コンクリート圧送施工	一万八千二百円
防水施工	一万八千二百円
樹脂接着剤注入施工	一万八千二百円
ガラス施工	一万八千二百円
機械・プラント製図	一万八千二百円（一万二千百円）
金属材料試験	一万八千二百円
舞台機構調整	一万八千二百円
造園	一万八千二百円（一万二千百円）
機械加工	一万八千二百円（一万二千百円）
電子機器組立て	一万八千二百円（一万二千百円）
電子回路接続	一万八千二百円
製麺	一万八千二百円

備考 手数料の欄の（ ）内の額は、平成十二年埼玉県告示第四百十一号に定める者に適用する。

ロ 学科試験（全職種）

三千百円

六 合格発表及び通知

イ 技能検定合格者の発表

令和二年三月十三日（金）に埼玉県庁本庁舎一階南玄関の掲示板に掲示

するほか、協会から合格者に対し書面で通知する。

ロ 実技試験又は学科試験の合格通知

協会から合格者に対し書面で通知する。

七 その他

この技能検定に関し不明な点は、埼玉県産業労働部産業人材育成課又は協会に問い合わせること。

告 示

埼玉県告示第四百十七号

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号。以下「条例」という。）第四条第二号の規定により、令和元年埼玉県告示第四百十六号（令和元年度後期技能検定の実施）により公示する技能検定に係る条例別表産業労働部の項第十二号金額の欄イに規定する手数料（在校生（知事が別に定める者をいう。）が三級を受検する場合の手数料を含む。）を、同告示第五号イの規定にかかわらず、次のとおり減額する。

令和元年九月三日

埼玉県知事 大 野 元 裕

次に掲げる要件のいずれにも該当する者に係る手数料については、九千円を減額する。

- 一 二級又は三級の実技試験を受検すること。
- 二 平成三十一年四月一日において三十五歳未満であること。
- 三 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者でないこと。

告 示

埼玉県告示第四百十八号

平成三十一年埼玉県告示第百六十六号(平成三十一年度随時実施技能検定の実施)の一部を次のように改正し、令和元年十月一日から施行する。

令和元年九月三日

埼玉県知事 大野 元 裕

第五号イ中「一万七千九百円」を「一万八千二百円」に改める。

告示

埼玉県告示第四百十九号

測量計画機関である埼玉県から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年九月三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県

二 作業種類

公共測量（一級水準測量）

三 作業地域

川越市、熊谷市、川口市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町

四 作業期間

令和元年八月二十七日から令和二年三月二十六日まで

告 示

埼玉県告示第四百二十号

川越市から川越都市計画ごみ焼却ごみ処理場の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和元年九月三日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第四百二十一号

ふじみ野市から富士見都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和元年九月三日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第四百二十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和元年九月三日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

- | | |
|-----------------|-------|
| ア 設置型録音録画装置（2型） | 9セット |
| イ 設置型録音録画装置（4型） | 16セット |
| ウ 小型可搬式録音録画装置 | 6セット |

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

令和2年3月20日（金）

(4) 納入場所

埼玉県警察本部刑事部刑事総務課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級、B等級又はC等級に格付けされた者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認めら

れた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 平野 電話048-832-0110 内線2245

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

次の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
刑事部刑事総務課指導第二係 電話048-832-0110 内線4045

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年10月15日（火）午前10時25分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

- (ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年10月11日（金）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

- (イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年10月15日（火）午前10時25分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和元年10月15日（火）午前10時30分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和元年10月7日（月）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類

を令和元年9月5日(木)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))
へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を
受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Purchase of
three types of Video Recording Devices including roof mounted device
type 2
- (2) Time - limit for tender: By the electronic tender system; 10:25 a.m.
October 15, 2019 By mail; 5:00 p.m. October 11, 2019 In person; 10:25
a.m. October 15, 2019
- (3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance
Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Pre-
fectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2245

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年九月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年九月三日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 大 山 裕

太田熊谷線	路線名
熊谷市箱田六丁目一五九四番一四地先 から 同市箱田六丁目一二二番一四地先 まで	供用開始の区間
令和元年九月六日	供用開始の期日
平成十九年三月三十日付け埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第二十八号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長四九七・〇〇メートル	備考

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和元年九月三日

埼玉県越谷建築安全センター所長 平野 隆

一 許可番号

令和元年七月二十九日

指令越建セ第三〇〇〇二八一号

二 検査済証番号

令和元年八月二十八日

越建セ第二〇九一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字金原五百八十六番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県さいたま市岩槻区日の出町九番二十五号 グリーンフォレスト城北F一

〇二号室

新井 菜々美

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第六号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年九月三日

埼玉県下水道事業管理者 砂 川 裕 紀

1 購入等件名及び数量

荒川左岸南部流域下水道荒川水循環センターほか4施設で使用する電気 予定
使用電力量 97,248,206 キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県下水道局下水道事業課 管理運営担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3
丁目13番3号

3 落札者を決定した日

令和元年8月20日

4 落札者の氏名及び住所

東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

5 落札金額

1,439,284,041 円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和元年7月2日

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第七号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年九月三日

埼玉県下水道事業管理者 砂 川 裕 紀

1 購入等件名及び数量

荒川右岸流域下水道新河岸川水循環センターほか3施設で使用する電気 予定
使用電力量 89,349,739 キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県下水道局下水道事業課 管理運営担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3
丁目13番3号

3 落札者を決定した日

令和元年8月20日

4 落札者の氏名及び住所

東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

5 落札金額

1,309,278,530 円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和元年7月2日

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第八号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年九月三日

埼玉県下水道事業管理者 砂 川 裕 紀

1 購入等件名及び数量

中川流域下水道中川水循環センターほか1施設で使用する電気 予定使用電力量 69,224,586 キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県下水道局下水道事業課 管理運営担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号

3 落札者を決定した日

令和元年8月20日

4 落札者の氏名及び住所

東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

5 落札金額

990,198,371 円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和元年7月2日

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第九号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年九月三日

埼玉県下水道事業管理者 砂 川 裕 紀

1 購入等件名及び数量

荒川左岸北部流域下水道元荒川水循環センターほか2施設で使用する電気 予定使用電力量 31,870,590 キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県下水道局下水道事業課 管理運営担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号

3 落札者を決定した日

令和元年8月20日

4 落札者の氏名及び住所

東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

5 落札金額

466,965,811 円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和元年7月2日

告 示

埼玉県公安委員会告示第61号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の31第1項の規定により都道府県交通安全活動推進センターとして指定した一般財団法人埼玉県交通安全協会から、交通安全活動推進センターに関する規則（平成10年国家公安委員会規則第3号）第3条第1項の規定に基づく変更の届出があったので、同条第2項の規定により公示する。

令和元年9月3日

埼玉県公安委員会委員長 齋藤 公 子

名 称	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
一般財団法人埼玉県交通安全協会	代表者の氏名	新井 弘治	小川 伊七

雑 報

埼玉県道路公社公告第一号

道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第十条第一項の規定による有料道路の料金について、次のとおり変更するので、同法第二十五条第一項の規定に基づき公告する。

令和元年九月三日

埼玉県道路公社理事長 大 島 利 彦

一 有料道路名

- ア 狭山環状有料道路
- イ 新見沼大橋有料道路
- ウ 皆野寄居有料道路

二 路線名

- ア 県道所沢堀兼狭山線
県道堀兼根岸線
- イ 一般国道四六三号
- ウ 一般国道一四〇号

三 有料道路の区間

- ア 狭山市狭山から狭山市柏原まで
- イ さいたま市緑区芝原3丁目からさいたま市緑区大字大崎まで
- ウ 大里郡寄居町大字風布から秩父郡皆野町大字皆野まで

四 料金

別表のとおり

五 実施年月日

令和元年十月一日

(別 表)

ア 狭山環状有料道路

(旧) (通行1台1回につき単位:円)

車 種	普通車	大型車(Ⅰ)	大型車(Ⅱ)	軽車両等
料金の額	150	280	600	20

(新) (通行1台1回につき単位:円)

車 種	普通車	大型車(Ⅰ)	大型車(Ⅱ)	軽車両等
料金の額	150	290	610	20

イ 新見沼大橋有料道路

(旧) (通行1台1回につき単位:円)

車 種	普通車	大型車(Ⅰ)	大型車(Ⅱ)	軽自動車等	軽車両等
料金の額	150	260	580	100	20

(新) (通行1台1回につき単位:円)

車 種	普通車	大型車(Ⅰ)	大型車(Ⅱ)	軽自動車等	軽車両等
料金の額	150	270	590	100	20

ウ 皆野寄居有料道路

(旧) (通行1台1回につき単位:円)

車 種	普通車	中型車	大型車	特大車	軽自動車等	軽車両等
料金の額	420	520	680	1,150	310	40

(新) (通行1台1回につき単位:円)

車 種	普通車	中型車	大型車	特大車	軽自動車等	軽車両等
料金の額	430	530	690	1,170	320	40